

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務
参加事業者各位

茨木市公契約の受注・履行にあたっての留意事項

この留意事項は、茨木市の公契約（建設工事、建設コンサルタント・工事系委託、業務委託、物品購入）の受注及び履行に際し留意すべき事項を定めたものです。

1 関係諸法令の順守について

法令違反行為があった場合には、契約解除をはじめ、違約金、損害賠償請求のほか、指名停止等の措置を行うこととなるので、留意してください。

なお、法令上履行する必要がない場合は、この限りではありません。

この項目において関係諸法令とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令をいいます。

【全業種共通】

（労働条件等）

- ① 労働契約、雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、就業時間、時間外労働の有無等その他の労働条件を文書で明示してください。
- ② 時間外、休日労働がある場合、労働基準法第36条の規定に基づく協定を締結し労働基準監督署に届け出るとともに、適正に運用してください。
- ③ 就業規則を定め、労働者に周知してください。

また、事業場単位で10人以上いる場合は、労働基準監督署に届け出てください。

（安全衛生関係）

- ④ 毎年定期的に健康診断を実施し、産業医、衛生管理者を適正に専任してください。
- ⑤ 事故報告書の記録等、業務上の災害について、適正に対応してください。
- ⑥ 分煙化の推進など、可能な限り受動喫煙対策を実施してください。

（労働時間の管理）

- ⑦ 労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録してください。
- ⑧ 休暇、休日の取得状況及び管理を適正に行ってください。

（賃金関係）

- ⑨ 賃金について、賃金台帳などから適正な計算及び支払いを行ってください。
- ⑩ 時間外、休日出勤等の割増賃金について、適正に支給してください。
- ⑪ 賃金については、全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払ってください。
- ⑫ 労働者に支払う賃金（時間単価）は、最低賃金法（昭和37年法律第137号）に基づく最低賃金額（時間単価）以上とってください。

（各種保険加入手続）

- ⑬ 社会保険、労働保険への加入及びその手続きは適正に行ってください。
(法定帳簿等の整備状況)
- ⑭ 労働基準法に基づく法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を適正に整備してください。
- ⑮ 労働条件通知書（雇用契約書）を整備し、労働者に対し交付してください。

【建設工事業種】

- ⑯ 設計金額の積算については、二省協定労務単価に基づく単価で積算しており、技能労働者等への適切な賃金の支払いを行ってください。
- ⑰ 労働者の福祉の向上及び雇用の安定を図るための建設業退職金共済組合に加入する等適切な運用を行ってください。
- ⑱ 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価に増額等の変更契約を本市と締結した場合は、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応してください。

【物品業種】

- ⑲ 本市が購入を希望する物品を仕様書等に基づき、日本国の法令を順守し、本市と合意した契約金額をもって、本市が示す納入期限内に、納入場所に納入してください。

2 建設業法（昭和24年法律第100号）の順守について

【建設工事業種】

- ① 建設工事を請け負った建設業者は、その工事を施工するとき、工事現場に主任技術者を配置しなければならない。（建設業法第26条第1項）
- ② 公共性のある建設工事で、工事1件の請負代金の額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）のものについては、その工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。（建設業法第26条第3項）
- ③ 本市から請け負った1件の建設工事について、下請契約の請負代金の総額（2以上の下請契約があるときはその総額）が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）となる下請契約を締結するときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けた者）を置かなければならない。（建設業法第26条第2項・第4項）
また、下請など、その工事に関わる全ての業者名、それぞれの工事内容、工期、下請金額等を記載した「施工体制台帳」を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
さらに、各下請の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、施工体制台帳等と共に工事現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定により公共工事について、施工体制台帳の写しを発注者（監督職員）に必ず提出しなければならない。（建設業法第24条の7）
- ④ 建設工事を請け負った建設業者は、その請け負った建設工事を、方法を問わ

ず一括して他人に請け負わせてはならない。（一括下請負の禁止）（建設業法第22条）

3 契約締結時における提出書類等について

【全業種共通】

① 茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく誓約書

本市との契約金額が500万円以上の契約を締結した場合は、契約書と共に茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）第10の規定に基づく「誓約書」を提出してください。

入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員又は暴力団密接関係者であった場合、一定の期間指名除外となるほか、現契約案件については、契約解除、損害賠償等の措置を行うこととなるので、留意してください。

（提出先）

建設工事、建設コンサル・工事系委託：契約検査課

業務委託：各担当課

物 品：契約担当課（契約検査課、教育政策課、水道部総務課、消防本部総務課）

【建設工事業種】

② 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）届

現場代理人は、工事現場に常駐し、契約書第10条第2項に規定する権限を行使することができる。

ただし、契約書第10条第3項及び茨木市建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領（平成25年4月1日実施）の規定に基づき、現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任届」を契約検査課に提出してください。

主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で、請け負った建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる。

③ 技術者の経歴書

④ 経歴書に添付する書類

資格を有する者については、その資格の証明書等の写し

雇用関係が確認できる書類（健康保険証等）の写し

【物品、業務委託業種】

⑤ 仕様書等で発注者が求める書類について、契約時に提出してください。

4 CORINS登録について

【建設工事業種】

契約金額が500万円以上の建設工事について、登録を義務づけとしますので、

契約締結日から10日以内に登録を行ってください。

- ① J A C I C（日本建設情報総合センター）の登録方法についてのページ
<http://ct.jacic.or.jp/corporation/know/manual/index.html>
を参照し、受注時データを作成してください。
- ② 受注時データの作成後、工事担当者に確認を受けてください。
- ③ 受注時データを J A C I C へ送付してください。
- ④ 工事カルテ受領書の送付があったときは、その写しを契約検査課に提出してください。
- ⑤ 変更契約締結時、工事竣工時等にも登録が必要です。
※変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

5 コスト表記について（茨木市コスト表記実施要綱（平成17年4月1日実施））

【建設工事業種】

- ① 契約金額が200万円以上の工事については、工事表示板等に「請負額〇〇〇万円」と記載してください。

【物品（一般印刷）業種】

- ② 印刷物のコスト表記については、本市の仕様書で指示するものについて、作成部数及び1部当たりの単価を印刷の末尾など見やすい位置に表示してください。

6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））について

【建設工事業種】

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等を施工する場合、分別解体等を実施しなければならない。

また、対象工事について、工事請負契約書に次の内容を記載しなければならない。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化に要する費用

7 下請負の適正化について

【建設工事業種】

下請代金の決定、支払条件の決定等、下請業者との契約については、建設業法、その他関係諸法令を順守し、適正な下請負契約を締結してください。

特に次の事項に留意し、下請負業者に対し、公正で信義に従った誠実な対応を行ってください。

- ① 下請契約においては、建設業法第19条の規定に基づき、必ず契約書を作成し、その内容においては、適正な工期及び工程の設定を行ってください。
- ② 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底してください。
特に、下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮してください。
- ③ 前払金、中間前払金の支払いを受けたときは、建設業法第24条の3第2項の規定に基づき、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前払してください。
- ④ 請負代金の出来形部分に対する支払又は、工事完成後における支払は、現金で行われるので、茨木市から支払いを受けたときは、下請業者に対し、速やかに下請代金等を支払ってください。
- ⑤ 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価に増額等の変更契約を本市と締結した場合は、下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しを速やかに行ってください。

8 コンクリートの品質確保について

【建設工事業種】

コンクリートの品質確保については、市民の安全と公共施設の安全、耐久性確保のため、関係法令、工事仕様書を順守してください。

特に次の事項に留意してください。

- ① コンクリートの工場の選定に関しては、適正な品質管理及び安定供給ができる工場を選定してください。
- ② 生コンクリートの納入に際しては、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令を順守し、コンクリートの品質管理に支障をきたす過積載、加水等の不法行為を行わないよう納入業者を指導してください。
- ③ コンクリートの打設に際しては、圧送施工等、施工管理を適正に行うとともに、品質管理を徹底してください。

9 留意事項順守誓約書の提出について

【全業種共通】

この留意事項の順守を誓約するため、「留意事項順守誓約書」（別紙様式）を入札参加資格審査申請時（更新手続時を含む）に契約検査課へ提出してください。

上記誓約書の提出がない場合、入札参加資格審査申請（更新を含む）を受け付けませんので、留意してください。